

平成25年度

農業公社運営事業

評価表

No. 15

〔単位：千円、人〕

1 事務事業の位置付け (P l a n)							
所管部課名	農林水産部農政課		担当者	北野 修身			
根拠法令等	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、農業公社運営事業補助金交付要領						
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業		<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理			
政策	地域力を発揮し産業活力を創出する まちづくり		施策	農業の振興 農業公社の機能の充実			
一体化躍動プラン	交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト						
重点施策	農林畜産業及び水産業の振興と地産地消による農山漁村の活性化						
予算	会計	一般会計					
科目	款	06農林水産業費	項	01農業費	目 03農業振興費		
等	事項	農業公社運営事業費		細事項	農業公社運営補助金		
2 事務事業の実施 (D o)							
事業の内容	概要	農業公社の円滑な運営の確保を通して農業者の育成と労力の負担軽減を図る。					
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	公益社団法人 薩摩川内市農業公社					
	手段（市がどのような活動をするか）	負担金と補助金を支出す。					
	意図（どのような目的で事業を行うか）	農業公社の運営の適正化及び地域農業等の改善 (農業公社の円滑な運営の確保を通じた農業者の育成と労力の軽減)					
	事業開始年度	平成 17 年度					
		指標名			目標値	目標年度	
	活動指標	補助金の支出			1 件	—	
	成果指標①	農作業受委託作業			—	—	
	成果指標②	農地流動化			—	—	
	成果指標③	新規就農者研修事業の実績			—	—	
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額	
	事務事業費	11, 658	10, 688	10, 700	10, 700	10, 700	
	負担金	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	
	補助金	7, 158	6, 188	6, 200	6, 200	6, 200	
	薩摩川内市農業公社運営補助金	7, 158	6, 188	6, 200	6, 200	6, 200	
	財源内訳						
	国・県支出金						
	その他						
一般財源	11, 658	10, 688	10, 700	10, 700	10, 700		
要員配置状況	0. 04	0. 04	0. 04	0. 04	0. 04		
職員	0. 04	0. 04	0. 04	0. 04	0. 04		
嘱託員							
臨時職員等							
活動実績・計画	1件	1件	1件	1件	1件		
成果指標の推移①	2, 824. 3ha	2, 989. 8ha	—	—	—		
成果指標の推移②	29. 03ha	23. 4ha	—	—	—		
成果指標の推移③	3名	0名	—	—	—		
特筆すべき事項等							

3 事務事業の視点別評価 (Check)

妥 当 性	対象・手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	<input type="checkbox"/> 改善の余地はある	<input type="checkbox"/> 妥当ではない
	(上記選択の理由) 別紙補助金等評価結果から総合的に判断した。			
効 率 性	市が関与すべき妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき	<input type="checkbox"/> 民間でも可能	<input type="checkbox"/> 民間で実施すべき
	(上記選択の理由) 別紙補助金等評価結果から総合的に判断した。			
有 効 性	事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減の余地がある	<input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない	
	(上記選択の理由) 別紙補助金等評価結果から総合的に判断した。			
	要員配置の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減の余地がある	<input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない	
	(上記選択の理由) 補助金関係事務は、最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。			

4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)

内 部 評 価 (一 次)	今後の改革の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続	<input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡大	<input type="checkbox"/> 他の事業と統合	<input type="checkbox"/> 手段の改善	<input type="checkbox"/> 移管	<input type="checkbox"/> 縮小
		<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 廃止					
上記方向の理由	 別紙補助金等評価結果から総合的に判断した。							
結果	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし							

外 部 評 価 (二 次)	事務事業の視点別評価	<input checked="" type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い
	妥当性 ⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い
	効率性 ⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い
	有効性 ⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性		
	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続		
	<input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡大	<input type="checkbox"/> 他の事業と統合
	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 廃止	<input type="checkbox"/> 手段の改善
	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 移管	<input type="checkbox"/> 縮小
	まとめ (補助金等評価を含む。)		

所管部課名	農林水産部 農政課			担当者	北野 修身			
事務事業名	農業公社運営事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、農業公社運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	国県支出金		その他		一般財源			
	6,200 千円	千円	千円	6,200 千円	千円			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	農作業受委託作業			—	—			
成果指標②	農地流動化			—	—			
成果指標③	新規就農者研修事業			—	—			
補助対象者	公益社団法人 薩摩川内市農業公社							
補助対象経費	農業公社運営に関する経費							
補助対象事業・活動の内容	農業公社の運営 農作業受委託作業 研修事業 農地利用集積円滑化事業							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は 補助率	6,200,000円							
補助金額又は補助率の積算方法	運営補助割合 薩摩川内市 90%、JA北さつま 10%							
補助過去受けた年事の決算団状況等の 特記すべき事項等	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	163,107,564	83.7%	186,046,666	85.1%	177,762,493	88.1%
		会費収入	5,110,000	2.6%	5,012,000	2.3%	5,012,000	2.5%
		事業収入	150,419,807	77.2%	158,856,052	72.7%	161,173,487	79.9%
		寄付金・その他助成	7,577,757	3.9%	22,178,614	10.1%	11,577,006	5.7%
		市補助金	11,386,659	5.8%	11,079,000	5.1%	7,828,000	3.9%
		委託料等	20,281,550	10.4%	21,512,405	9.8%	16,153,935	8.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	194,775,773	100.0%	218,638,071	100.0%	201,744,428	100.0%
	支出	事業費	151,327,584	77.7%	162,439,259	74.3%	172,280,090	85.4%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	18,394,563	9.4%	18,651,996	8.5%	14,074,922	7.0%
		管理費	19,156,006	9.8%	17,870,601	8.2%	6,631,075	3.3%
		固定資産取得費等	5,897,620	3.0%	19,676,215	9.0%	8,729,165	4.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%	29,176	0.0%
計		194,775,773	100.0%	218,638,071	100.0%	201,744,428	100.0%	
支出計/前年度支出計				112.3%		92.3%		
自己資金/前年度自己資金				114.1%		95.5%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.4%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①	2,548.7ha		2,824.3ha		2,989.8ha			
成果指標の推移②		49.20ha		29.03		23.40ha		
成果指標の推移③		2名		3名		0名		
特記すべき事項等	① 農業公社は自助努力により事業収入が伸びてきている状況にある。 ② 「補助対象経費を明確化すべき」研修事業及び農地利用集積円滑化事業は収益を生む事業ではなく、農業者の育成及び農業振興に係る事業であり、全体事業費の中で不足する分について補助を続けるべきと考える。 ③ ②と同じ。 ④ 農作業受委託作業、研修事業及び農地利用集積円滑化事業 ⑤ 該当なし ⑥ 要員配置については必要最低限で配置しており、今後の意向についても同じ。 ⑦							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業の実施により農業者の育成及び労力の軽減等農業振興に寄与している。
必要性	<p>次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>	A	高齢化や後継者不足に伴い、本市農業の低迷化が懸念される。その中において、農作業受委託作業、研修事業、農地利用集積円滑化事業を行っている農業公社への支援は不可欠なものである。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	高齢化等による農作業受委託作業の増加等、農家の労力軽減等適切な効果が生じている。
適格性及び妥当性	<p>① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。</p> <p>② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)</p> <p>③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。</p> <p>④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。</p> <p>⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。</p> <p>⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。</p>	C A A A A	<p>農業者の育成や農業の労力軽減を図る上から農業公社が行う方が妥当であると考える。</p> <p>農業公社理事会・総会で承認された事業計画に基づく補助であり、根拠は明確である。</p> <p>事業収入(農作業受委託作業)の増加等、自助努力による経営に努めているが、採算の取れない事業もあり、一定の補助は必要であると考える。</p> <p>農作業受委託作業、研修事業及び農地利用集積円滑化事業等農業振興に資する活動を行っている。</p> <p>農業公社は農業者の育成及び労力の軽減を目標にしており、運営補助金が有効な政策手段である。</p> <p>農業公社の運営の適正化及び地域農業等の改善を図るもので妥当性のあるものである。</p>

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	今後の改革の方向性
	<p>■ 現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善</p> <p><input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小</p> <p><input type="checkbox"/> 休止</p> <p><input type="checkbox"/> 廃止</p>
	上記方向の理由
	農業公社の円滑な運営の確保を通じた農業者の育成及び労力の軽減を成果目標にしている。 農業公社理事会・総会で承認された事業計画に基づき定められた額の補助については、継続的に支援していきたい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 事業計画に基づき事業を実施しており、市としても計画・目標達成に向け、支援していきたい。

農業公社運営事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる農業公社運営事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 農業公社運営事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内市農業公社とする。
- (2) 農業公社の各年度事業計画により補助するものとする。

(補助金の額)

第3条 農業公社運営事業補助金は農業公社の事業計画により定められた額（農業公社事業計画の市負担分）を補助するものとする。

2 市と北さつま農業協同組合においては、農業公社事業計画に基づき、補助割合を市90%、農協10%と決定しており、平成23年度までに見直しがなされなければ、この割合で補助するものとする。

(補助対象経費)

第4条 農業公社運営事業補助金は、農業公社運営に関する経費を対象とする。

(交付の申請)

第5条 農業公社運営事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月15日とする。

2 農業公社運営事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農業公社事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 農業公社運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に農業公社運営事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 農業公社運営事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が

必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支清算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 農業公社運営事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 農業公社の実施する農作業受委託作業、農地流動化及び新規就農者研修事業の実績
- (2) 農作業受委託作業に関して、担い手及び農作業受委託組織との連携等の実績
(補助事業者等の責務)

第9条 農業公社運営事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 農業公社運営事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成24年4月1日から施行する。